

法の相対的独自性について

宮 川 澄

はしがき

一 法が上部構造であるということの意味

二 法の上部構造の構成

(1) アイデオロギー

(2) 法規範

(3) 法制度(以上本号)

三 法における矛盾の発展(以下次号)

四 法と土台の相互関係

五 法の相対的独自性の根拠

むすび

は し が き

H・ケルゼンのかれの著書“The Communist Theory of Law, 1954.”(マルクス主義法理論)のなかで、マルクス主義法理論にたいする無理解をしめすとともに、はなはだしい歪曲をなそうと一貫した努力をかたむけている。そ

法の相対的独自性について

れにもかかわらずマルクス主義法理論がK・マルクスの“Kritik der Politischen Ökonomie, 1859.”(経済学批判)の序言にせめされたあの有名な定式——『人間はその生活の社会的生産において、一定の、必然的な、かれらの意思から独立した関係、すなわち生産関係にはいる。この生産関係は、かれらの物質的生産力の一定の発展段階に照応する。これらの生産関係の総体は、社会の経済的構造をかたちづくる。これが現実の土台であり、そしてそのうえに法律のおよび政治的な上部構造がたち、またこの土台に応じて社会意識の一定の形態がある。物質的生活の生産方法が社会的・政治的・精神的な生活過程一般を条件づける』(マルクスIIエンゲルス選集一卷三二二ページ。邦訳大月書店版選集補巻三ページ。国民文庫版九ページ。青木文庫版一九ページ。——)に従って、法を上部構造としてとらえることから出発していることを指摘している。このH・ケルゼンの指摘したマルクス主義法理論が、なによりも法を上部構造としてとらえているということは正しいことである。H・ケルゼンは『マルクス主義法理論』において、この上部構造の意味を明確にすることから出発し、マルクス主義法理論の批判を進めている。ではH・ケルゼンはどういう理論構造にもとづいて、マルクス主義法理論の批判をなしているのであるか。いまH・ケルゼンの『マルクス主義法理論』を眺めてみよう。

H・ケルゼンは代表的なソヴェト法理論の展開を系譜的にとりあげ『マルクス・エンゲルスの古典的著作がどのような法理論にたっていたかを紹介する。このマルクス・エンゲルスの法理論は、ソヴェト革命後の社会主義諸関係の展開とその経験に従って発展させられたため、レーニン、ストウーチカの法理、そして当時この法理論と異った見地に立った理論を紹介し、ライスナーの法理論を対照的に引き合いにだしている。同様にパシユカーニスにたいしてはP・ユージンの法理論を。パシユカーニスにたいしては激しい批判が起ったが、これはヴィンシンスキーに代表されて

いる。それはゴルンスキーとストロヴィッチに承継された。その他トライニン、コロヴィンなどの学説を述べている(宮川澄、ケルゼン著マルクス主義法理論の書評 図書新聞 九一四号八一九五七年八月二六日)。これがH・ケルゼンの『ソヴェト法理論』の構成である。そこでH・ケルゼンによってしめされている法理論は、かれ特有のものであるとはいえない。こういう主張はこんにちでもブルジョア法学者に共通する見解となっている。H・ケルゼンはすでに『Reine Rechtslehre, 1934.』(純粹法学)において、法学からイデオロギー的性格を追放する極端な規範主義にたっていた。それは資本主義法制度を擁護するためであり、現実の法のもつ階級の本質を陰蔽することの困難を除去するために、『純粹な当為の規範』となすことによって、法理的根拠をあたえようとしたのである。

ここでブルジョア法学者が法と経済の相互関係の問題を、これまでどのように取扱ってきたかを見ておこう。ブルジョア法学者の見解はほぼつぎのような三つの立場に区別することができると思う。まず第一の立場のものは、H・ケルゼンの『Reine Rechtslehre 1934.』にみられるように、法と経済の相互関係をたんに社会学的性格を帯びたものとみる立場である。このことよって法と経済との関係は、法学の領域外にあるものとされ、まったくりあげられることを拒否されてしまう。第二の立場に属するものとしては、G・ラードブルフの『Grundzüge der Rechtsphilosophie, 1914.』や尾高朝雄にみられるように、法が経済的諸関係を創造し、法が社会の発展、社会的変化を規定するのだとする立場である。これは立法者・裁判官・行政官たちが、法の意識的またわ無意識的な創造者であるとする。なぜなれば、それらの者たちは国家権力の助力によって、社会の多数者が承認しなくても、法を作成したり利用したりできるという点に根拠をみい出している。そして第三の立場に属するものとしては、R・シタムラーの『Wirtschaft und Recht, 1896.』にみられるように、法が経済を規定する力であるとし、経済は法から派生して生

ずるものとし、法と経済の実際の関係を歪曲する立場である。このようにこれらのブルジョア法律学者は、法と経済とのあいだに存在している相互関係を認めないか、あるいはそれを認めるとしてもR・シタムラーのそれにみられるように、逆立した関係においてとらえるかしている。これらのブルジョア法律学者の見解からすれば、法が上部構造であるとするマルクス主義法理論を当然に批判されなければならないだろう。そこでこれらの批判に答えるためには、マルクス主義法理論でいわれている法が上部構造であるというのは、どういうことであるかを吟味し、それを明らかにしておくことからはじめなければならなくなる。これはマルクス主義法理論が法的上部構造をどのようにとらえているかについての正しい理解をなしておくことである。そのためK・マルクスやF・エンゲルスなどの古典そのもののなかから、法を上部構造となしている理論的根拠となして個所をできるだけ忠実に引きだすことによって理解を深めてゆきたいと思う。

マルクス主義法理論は法を上部構造としてとらえることから出発している。このことはH・ケルゼンも認めている。ところがこの点についての不正確な理解や意識的な無理解は、けっきょくH・ケルゼンやその他のブルジョア的法学者のそれに見られるように、マルクス主義法理論のもつ科学としての法学を否定することになるか、歪曲するか、または無理解であるかの誤りをおかすことになってしまいうだろう。であるから、まずマルクス主義法理論における『上部構造としての法』という点に眼を向ける必要がある。ところが法的上部構造の理解のためには、マルクス主義理論の上部構造一般についての理解を基本的条件とする。そしてそのうえで法的上部構造のもつ特殊性についての理解をなしてゆかなければならない。マルクス主義法理論ではこの二つの理解を必要としていることはいうまでもない。だからまず土台と上部構造の一般的関係についてのマルクス主義理論を明らかにすることからはじめよう。この

ことは法的上部構造を根幹となしてゆくマルクス主義法理論の基本的構造を明確にするのに大いに役立つし、またその出発点ともいうべきものにあたるからである。F・エンゲルスはマルクス墓前の追悼演説のなかで、『ダーウィンが生物界の発展法則を発見したように、マルクスは人間の歴史の発展法則を発見しました。それはこれまでイデオロギー的成層のもとにかくされていたかんたんな事実、すなわち、ひとびとは政治や科学や芸術や宗教などを研究できるまえに、なによりもまず食い、飲み、住み、着物をきなければならぬ。したがって、直接的な物質的生活手段の生産と、それとともにある国民またわある時代のそのときどきの経済的發展段階が基礎となっていて、そこからひとびとの国家機関や法思想、芸術や宗教的観念さえも發展してきたし、したがってこれらのものもまたこの基礎から説明されなければならない、これまでのようにそのぎやくに説明されてはならないということ、これなのです』(マルクスⅡエンゲルス全集一五卷六五二ページ。邦訳マルクスⅡエンゲルス選集一七卷二ページ。国民文庫版マルクスの回想九ページ。)と述べている。F・エンゲルスはこのことよって、K・マルクスが土台と上部構造の理論のなかに社会發展にたいする唯物論的な見地を貫ぬき通していることを要約したのであった。こういう考え方があらわれたのは、一八四四年から一八四五年にかけてのK・マルクスとF・エンゲルスの共同著作『神聖家族』であった。このなかでK・マルクスとF・エンゲルスは、ドイツ観念論哲学とくにヘーゲル哲学と左翼ヘーゲル主義にかいめつ的な批判をなしたのである。そして歴史理論の根本的な考え方、すなわちそのほかのあらゆる社会関係の基礎に生産関係があるという考え方に近づいてきたのである。

この考え方はそれにつづくK・マルクスとF・エンゲルスの共同著作『ドイツ・イデオロギー』(一八四五〜一八四六年)においてさらに發展されることになった。すなわち『それぞれのたんなる「意志」になんらかかわりのない個

々人の物質的生活、すなわちたがい制約しあっているその生産方法と相互関係の形態が国家の現実的な土台である。……この現実的な諸関係はけっして国家権力によってつくりだされるものではなく、ぎゃくにこの関係そのものこそ、国家権力をつくりだす力なのである」（マルクス『エンゲルス全集四卷三一―ページ、ナウカ版ドイツ・イデオロギー二分冊四四一―ページ』と述べている。ここでK・マルクスはじめて『土台』という言葉もちいている。そして『土台』という特定の用語を政治的支配がよってたつ経済的基礎という意味でもちいたのである。この『土台』の理解はさらに発展させられ、K・マルクスの『経済学批判』において明瞭さと正確さの点でまさに古典というのにふさわしい、土台と上部構造の理論がうちたてられたのである。これはすでに引用したあの有名な序言のなかに定式化されることになったわけである。K・マルクスの『経済学批判』のなかで述べられている定式によれば、上部構造の性格は究極的には土台の性格によって規定されることになることである。だからそれぞれの社会においては、そのものもつ土台（たとえば奴隷制的生産関係、封建的生産関係、資本主義的生産関係というような）は、それに照応した上部構造としての法（古代法、封建法、資本主義法というような）をもつことになる。それと同時にK・マルクスは上部構造にたいして土台のはたすこの規定的役割のなかに、土台が社会生活においてはたす、もっとも重要な機能の一つがあらわれているとしたのである。

こうしてK・マルクスがあたらしい発展段階における経済制度、つまり経済的土台がもっている上部構造にたいする規定的な意義を発見したことは、社会の発展を一つの自然史的過程として理解することをはじめて可能ならしめた。これまでかぎりなく入りくんだすべての社会関係の網の目のなかから、人々は経済関係を基本的な第一次的なもの規定的なものとして、とりだすことができなかった。そのため人々は社会生活のなかにつらぬいている合法則性を

みつけだすことはできなかった。このことは社会の歴史的研究を科学とすることができなかったことを意味している。そのためレーニンは『人民の友』とはなにか』のなかで、『社会生活のさまざまな領域のなかから経済の領域をとりだすことによって、またあらゆる社会関係のなかから生産関係を、そのほかのすべての関係を規定する基本的な、本源的なものとしてとりだすことによって』（レーニン全集一卷二〇〇ページ「人民の友」とはなにか、邦訳大月書店版全集二三〇ページ、社会書房版レーニン二巻選集第一分冊二二二ページ、国民文庫版二二二ページ）はじめて社会の歴史を科学としてなすことができるようになったと述べたのである。だからK・マルクスの発見したこの社会における経済諸関係、つまり土台のもつ規定的役割こそ、マルクス主義法理論がまずなによりも立脚している理論的根拠をなしている。そのためマルクス主義法理論においては、法を考察するばあいにも、つねにこうした基本的見地からなさなければならぬことを強調している。『人間は人間自身が動物界からおこってきたことを忘れてしまっているように、彼らの法律が彼らの経済的生活条件からおこったことを忘れている。立法が発展し複雑多岐な全体となるとともに、新しい社会的分業の必要が生じ、職業的法律家という階層が形成される。そしてそれとともに法律学も成立する。この法律学はそれがさらに発展すると、もろもろの民族ともろもろの時代の法律体系を、そのときどきの経済的關係の反映物としてではなく、それ自身によって基礎づけられた体系として相互を比較する。だが比較というものは、共通なものがあることを前提とする。この共通なものは、これらすべての法律体系のなかにある多少とも共通なものを、法律家が自然法として総合することによって発見される。しかしなにが自然法でなにが自然法でないかを判定する規準が、ほかならぬ法律そのもののもっとも抽象的な表現である正義なのである。したがって、それ以後は、法律家と法律家の言葉を信ずるものにとつては、法律の発展とは、人間の状態を、それが法律的に表現されるかぎり、正義と永

遠、正義という理想にしたいに近づける努力のなかにあるものにすぎない。そしてこの正義は、現存の経済的関係を、あるいはその保守的側面から、あるいはその革命的側面から観念化し、天国化した表現にすぎない』（エンゲルス住宅問題二章二四パラグラフ 邦訳大月版マルクス・エンゲルス選集一二巻一七四ページ）のである。これまでの法律学は現存の経済的関係を観念化し、表現しているにすぎないブルジョアの正義を全社会的・超階級的正義として、それを法規範の核として展開しているところの法現象を把握し、法が社会関係に実現されなければならぬという観念的な論拠を明らかにしてゆくという共通的性格をもっていたのである。

F・エンゲルスは『もしもいまこういう観念的空論家が、道德と法とを、彼の周囲の人々の現実の社会的諸関係からではなく「社会」という概念またわもつとも簡単な諸要素なるものから構成するとすれば、こういう建築のためにどんな材料があるだろうか？ あきらかに二種類ある。すなわち第一には、土台におかれているある抽象物のうちになおおそらく現存するものと思われる、現実的な内容のごくわずかな残存物、第二は、わが観念的空論家が彼自身の意識からふたたびはこびこむ内容。それでは彼は彼の意識のなかに何をみつけたか？ 大半をしめるのは、彼がそのもつで生活する社会的ならびに政治的諸関係の——それを肯定するにせよ否定するにせよ、それを承認するにせよ反対するにせよ——多かれそれに対応する表現であるところの、道德的ならびに法的諸見解、さらにおそらく、関係文献からかりてきた諸観念、最後になおおそらくは、個人的な気まぐれ。わが観念的空論家がいかにかがりくねったやりかたをしても、彼が戸口からおいだした歴史的事実には、窓からふたたびはいってくる。そして自分ではすべつた世界とあらゆる時代とにあてはまる道德的ならびに法的学説を立案するのだと思ひこんでいるにかかわらず、じつはその当時の保守的潮流や革命的潮流の映像、その現実の土台からひきはなされているためにゆがめられた、凹面

鏡にでもうつったようにさかだちした映像をでっちあげているのである』（エンゲルス『反デューリング論 大月版 マルクス・エンゲルス選集一四卷二〇六ページ』）と述べている。マルクス主義法理論はこういう観念的な缺陷を克服し、法の諸要素を明確にし、それを再構成し、法現象の全体像を経済的諸関係、すなわち『土台』との関係において再現しようとするのである。このことは法が上部構造としてその『土台』にたいしてどのような関係をもっているのか、他の上部構造の諸部分とどのような関係をもっているのかを明らかにするK・マルクスの基本的な命題と忠実に合致することになるだろう。

一 法が上部構造であるということの意味

マルクス主義法理論は法が土台のうえにそびえたつ上部構造だという点に理論的根拠をおいていることは、すでに述べた。ではマルクス主義法理論で法が上部構造であるとするのは、どういう意味なのであろうか。まずこの点を明確にすることからはじめよう。こんにちわれわれがそこで生活しつつある歴史社会としての資本主義社会に例をとってみよう。資本主義社会はわれわれの生活している社会であり、われわれの社会生活関係は、この資本主義社会の法である資本主義法によって規制されている。われわれの規制された社会関係は、資本主義的法秩序にかなったものとして一般的な社会的承認をうけることになる。この社会関係を資本主義的法秩序に適合させる規制手段が、ほかならぬ資本主義法なのである。だからこんにちのわれわれの現実の生活関係を前提とするかぎり、資本主義法が主なる考察の対象をなしていることは当然である。このばあい資本主義社会における土台、つまり資本主義的生産関係によって規制された上部構造は、資本主義社会における経済的内容のイデオロギー的ならびに政治的Ⅱ法的形式としてあら

われることになる。F・エンゲルは『社会のそのときどきの経済的構造が現実の土台であり、それぞれの歴史的時期の法的・政治的機関、ならびに宗教的・哲学的その他の見解という上部構造の全体は究極において、この土台から説明されるべきである』（反デューリング論 国民文庫一分再六五ページ）と述べている。このF・エンゲルスの見解にしたがって、マルクス主義法理論では、法をイデオロギー的な諸関係として理解している。マルクス主義法理論においては、イデオロギー的関係である法は究極的には土台によって規定されるものと考えている。ここで法をイデオロギー的関係としているのは、法そのものが特定の歴史社会に生活している人々の意識をへることによってあらわされた社会関係という意味である。このばあい人々の意識はいうまでもなく法意識である。

このようにマルクス主義法理論では、社会関係を物質的關係とイデオロギー的關係の二つに区別し、法をイデオロギー的關係としてとらえている。この社会関係を二つに区別するにあたって、レーニンはずぎのように教えている。『この後者は前者の上部構造にすぎず、そして前者はみづからの生存を維持しようとする人間の活動の（結果）形態として、人間の意志や意識をはなれてかたちづくられるのである』（レーニン全集一卷「人民の友」とはなにか、一三四ページ、邦訳大月書店版全集一四五ページ、社会書房版 レーニン二巻選集一分冊一四二ページ、国民文庫版三〇ページ）と述べている。また同じようにスターリンは『土台とはあたえられた社会の経済制度である。上部構造とは社会の政治的、法律的、宗教的、芸術的、哲学的な見解とこれに照応した政治的、法律的、その他の機関である』（言語学におけるマルクス主義について 邦訳国民文庫 弁証法的唯物論と史的唯物論一四二ページ）と述べている。つまりマルクス主義法理論のもとでイデオロギー的関係というのは、物質的関係のうえに生活している人々の意思を通過した社会における見解と、これらの見解に従ってつくりだされた諸機関・諸制度であるということである。特定の生産諸関係の経済体制は、それ

に照応する特有な見解・機関・制度を必然に生みだすことになる。そしてそれが土台のつづくかぎりその社会の支配的な見解・機関・制度となる。だからマルクス主義法理論のもとでは法的イデオロギー関係は、人々の意思を通過したところの、その社会における法的見解と、これらの法的見解に従ってつくりだされる法的機関・法制度ということになる。

『上部構造としての法』をかく理解し、具体的なこんにちの資本主義法についてみれば、いうまでもなく資本主義的法意識・資本主義的法規範・資本主義的法制度ということになるだろう。資本主義社会はなによりもまず資本主義的生産関係を土台として構築されている社会である。だから資本主義社会の土台たる資本主義的生産関係を維持するために、資本主義社会に生活している人々にとって拘束的な資本主義的法と、資本主義的法制度を確立しようとす。そして資本主義的法規範と資本主義法制度は、資本主義社会における一定の階級の経済的ならびに政治的支配を擁護しているのである。『これらの諸関係において、支配する個人たちは、自己の力を国家の形で組織しなければならぬ。彼らは、あたえられた一定の諸関係が条件づけられる自己の意志に、国家意志の形でもっとも一般的な表現を、法律の形での表現に附与しなければならない。その内容は、常に、その階級の諸関係によってあたえられる。それは私法と刑法が、特別明確に示すところのものである。彼らの理論的意志やあるいわ恣意が彼らの体重と無関係なのと同じく、彼らが自己の個々の意志を法律の形態で作ることもまた、彼らと無関係なのである。と同時に彼らは、彼らの中の個々ばらばらな各個人の個人的恣意とは無関係に、法律を作るのである。……彼らの一般的利益によって条件づけられたこの意志の表現これが法律なのである』（マルクス・エンゲルス全集四卷三一―一ページ）。国家権力を自己の掌中ににぎっている支配階級は、国家権力を利用して、自己に都合のよい法律と法的秩序を確立する。K・マル

クスⅡF・エンゲルスは『共産党宣言』のなかで『諸君の法は諸君の階級の意志を法律にたかめたものにしかすぎない、その意志の内容は諸君の階級の物質的条件がこれを決定するのだ』（同上七三ページ）と述べている。そして支配階級は自己の樹立した、この法律や法的秩序を自己にもっとも都合よく運用してゆくために、諸機関またわ諸組織をつくりだす。だからマルクス主義法理論では、法律を国家の強制力の助けを借りて実現されるところの法律にまで高められた支配階級の意思であるとするのである。資本主義社会における支配階級は、資本主義社会に生活している大多数の人の承認をえることなしに、自己にとって望ましい資本主義法を作成する。そしてそれを解釈し、国家権力の助力によって、全社会的なものとして人々に強制するのである。ところが支配階級はいうまでもなく、資本主義社会の一定の経済体制、つまり、生産手段を独占していることから生みだされるのである。

F・エンゲルスは支配階級の意思が全社会的なものとして、人々に強制されるためには、国家意志を通過しなければならぬことを述べている。すなわち『あらゆる政治的關係は階級斗争であり、そして階級のあらゆる解放斗争は、それが必然的に政治的なたちをとるにもかかわらず——というのはいかなる階級斗争も一つの政治的斗争であるが——けっきよくは経済的解放を中心軸とするものであるということである。それゆえに、ここではすくなくとも国家とか政治的秩序とかは副次的なものであって、ブルジョアの社会、すなわち経済的諸關係の王国が、決定的な要素である。旧来のみかた——ヘーゲルもいだいていた——では国家が決定的な要素とみられ、ブルジョアの社会は国家によって決定される要素とみられていた。たしかに外見はそのとおりである。あたかも個々人の場合において、その個人を行動におもむかせるには、その個人の行動のあらゆる原動力はその個人の頭脳を通過し、その個人の意味の動機に変じなければならないように、ブルジョアの社会のあらゆる要求もまた——いかなる階級がこの社会を支

配していようとそれには関係なく——それが法律のかたちで一般的効力をえてくるためには、国家意思を通過しなければならぬ。これは、この事態の形式的側面からみてのことでわかりきったことである。ただここで問題になるのは、たんに形式的なものにすぎないこの意思が——個人のにせよ国家のにせよ——どういう内容をもっているのか、そしてこの内容がどこからくるのか、なにゆえに他のあれでなしにまさにこれが意欲されるのか、ということである。そして吾々がここでこの問を問いきわめてゆくならば、吾々は近代の歴史においては、かえって国家意思が、全体からみて、ブルジョアの社会の要求の変化交替によって、すなわちこの階級が優勢であるかあの階級が優勢であるかによって、規定されるものであり、けっきょくのところ、生産諸力と交換関係との発展によって規定されるものである、ということを見出すものである』(フォイエルバッハ論 邦訳大月版マルクス・エンゲルス選集一五卷四九四ページと四五五ページ)と述べている。資本主義社会における支配階級の意思は、形式的には国家機関の意思を通過し、資本主義法という普遍的妥当性を獲得する。こうして、この資本主義法は、法規範として資本主義社会における人々の行為を規制する尺度となり、それらは総体として社会生産関係を規制する道具として役立てられる。資本主義社会の土台のうえにそびえたつ資本主義法は上部構造として、資本主義社会の土台である資本主義的生産関係を防衛するという役割をなうことになる。これが法的上部構造という意味である。マルクス主義法理論においては法をこのように理解している。だから法は人々の頭脳を通過したイデオロギー的関係であるというのではなく、支配階級の意思が国家意思を通過し、それが全社会的な意思に転化したイデオロギー的関係なのである。この支配階級の意思が国家機関を媒介として全社会的な意思に転化するの、資本主義社会における社会生活関係がどのようなものであれば、そのときどきの支配階級の経済的利益にもっともよく合致するかという目的と企図にもとづいている。だがそれは究

極的には資本主義的生産関係によって規定されていることは、さきのF・エンゲルスの叙述によっても明らかである。

こうしてマルクス主義法理論は、社会的存在が人々の意識を規定するという命題に立脚し、法がその土台をなしている物質的諸関係の性格を規定することを否定する。そしてぎやくに法が社会の物質的關係に究極的には規定されるとなしている。社会の性格を規定する力は法ではない。社会の性格はどんな経済体制をとっているかによって定められる。法はこの具体的な経済体制の産物であつて、その経済体制の反映にすぎない。これは土台が究極的には上部構造を規定するという意味であるのはいうまでもない。しかし上部構造はただ土台の結果にすぎないというのではない。これはあとで究明することになるが、法は土台によって規定されつつも、いったん法が形成された後には、自己の経済的土台に反作用し、社会の経済的諸関係の変化と改造にたいして、積極的な・能動的な役割をはたしていることを排除するわけではない。マルクス主義法理論がこの点についてどう考えるかを、K・マルクスの『資本論』によつてみておこう。K・マルクスは国家と法の型や形態の交替、すなわち、政治的・法律的上部構造の変化もまた、そのなかに経済的基礎の変動を反映している。たとえば階級が敵対している社会構成体が交替するばあいにおこる、もろもろの変化をとつてみるならば、それは経済の範囲では搾取階級が経済的に支配する形態の変化、つまりはたらく人々を搾取する形態の変化ということになる。政治の範囲でこれに照応するのは、搾取者が政治的に支配する形態の変化である。このばあい政治的支配は——奴隷制度のもとでも、封建制度のもとでも、資本主義的社会制度のもとでも——経済的に支配している階級にぞくしている。したがつてこれらの社会構成体のすべてにおいて、政治的上部構造は経済的土台の特徴的な性格を反映しているのである。異つた具体的・歴史的な諸条件における異つた国々にお

ける土台の独自の特殊性は、おなじく上部構造の範囲にその反映を見いだす。K・マルクスが指摘したように、『主要な条件からみておなじような経済的土台が——異った具体的・歴史的な事情によって——それぞれについて具体的に研究することが必要な、異った特殊性やヴァリエントをあらわしうるのである』（マルクス・エンゲルス全集一九卷二部三五三ページ、邦訳資本論 青木版一三分冊一一五ページ参照）。だからK・マルクスのこの叙述は、経済的土台が上部構造をつくり変更してゆくこと。そして上部構造が土台に積極的に影響をおよぼすということを確認するだけではたりないことを理解させてくれる。これはさらに経済的土台と上部構造のあいだに存在する両者の依存関係・相互作用関係を理解しなければならぬことを意味するのである。このことはF・エンゲルスがかれの多くの手紙のなかで、経済的發展と政治的したがってまた法的処置とのあいだの関係は、相互作用の過程として示されること。しかもそれは最後のところでつねにみずから貫徹する経済的必然性の基礎のうえにたつあい等しくない二つの力の相互作用の過程であることをしばしば強調していることから明らかである。こうして国家Ⅱ法的上部構造の下部構造への親近性を指摘したF・エンゲルスは、法の下部構造にたいする相対的独自性、法および他の上部構造の相互作用の過程の役割と意義を強調したのである。こういう考え方はマルクス主義法理論の基本的な考え方をなしている。スターリンは『マルクス主義と言語学の諸問題』において、上部構造についてのつぎの叙述にせめられているように一つの問題を提起した。それは『土台とは社会の発展の一定の段階における社会の経済体制である。上部構造とは社会の政治上、法律上、宗教上、芸術上、哲学上の見解およびそれに照応する政治上、法律上その他の制度である。……土台が変化し清算されれば、それにつづいて上部構造も変化し清算され、新しい土台が生れれば、それにつづいてそれに照応する上部構造が生まれる』ことになる、つづいて上部構造の性格を要約し『上部構造は土台によって生みだされるもので

あるが、これは上部構造がたんに土台を反映するだけで、消極的であり、中立的であり、自分の土台の運命、階級の運命、体制の性格にたいして、無頓着な態度をとるということをも、まったく意味しない。反対に、この世にあらわれたのちは、上部構造はひじょうに大きな積極的な力となり、その土台が形をととのえ強固になるのに積極的に助力し、新しい体制が古い土台と古い階級を根絶し、一掃するのを助けるために、あらゆる手段を講ずる』（マルクス主義と言語学の諸問題四三ページ、邦訳岩崎書店版六一ページと六二ページ）と述べている。

二 法的上部構造の構成

K・マルクスが『経済学批判』のなかで定式化した上部構造から出発して、マルクス主義法理論における法的上部構造の意味を明らかにしてきた。このばあい法的上部構造は法イデオロギー、法規範、法制度という存在形態をとってあらわされている。人々の現実の社会生活を規制している法規範の一般的拘束力を承認するのは法制度↓法規範↓法イデオロギーという上昇過程をたどって、なにか法イデオロギーという神秘化された観念によって、現実の社会・経済的諸関係が運行されているという考え方にもとずいている。こういう考え方はブルジョアジーによって育成されたいろいろの観念的な法律学によって理論的根拠を附与されてゆく。もちろんマルクス主義法理論では法イデオロギーがなにか神秘的なものであるとする考え方を否定する。法イデオロギーは現実の社会における物質的関係を反映したものにすぎないからである。この物質的関係の法への反映は、そのときどきの物質関係にもとずいて生ずる支配階級の経済的利益に根ざしている。そして支配階級はこの経済的利益を実現するために、人々の社会関係がどうであつたらよいかという法律の秩序形成の意識をもつことになる。こうして経済的利益を内容としている法意識から、さら

にこの法意識を国家機関の助力にもとずいて、社会生活関係にあてはめられてゆくために、法規範への変形という過程をへて、土台が法に反映されてゆくのである。これは法形成の過程について考察したばあいである。そして、これらの法規範の全体は、資本主義社会における法制度を形成することになる。これらの法制度は、資本主義社会に生活している人々を規制し強制することになる。国家の助力によって一般的拘束力を獲得することになった法規範は、こんどは人々の社会生活に反作用してゆく。人々はこの法の規制的作用をつうじて法意識をうえつけられ、資本主義社会の物質的關係にもとずく支配階級の経済的利益の実現に役立てられることになる。これは法適用の過程における考察である。だから法イデオロギー⇓法規範⇓法制度という過程を通じて、上部構造である法は、その土台たる物質的關係と相互に關係しあい、究極的には土台そのものによって規定されてゆくのである。マルクス主義法理論からすれば、このことは否定しえない事実である。この理解に従って、マルクス主義法理論は法的上部構造と土台との相互關係における法的上部構造内部における独自の発展過程の仕方が、法的上部構造は究極において経済的諸關係に規定されつつも、なおそこに相対的独自の発展をとげるものだという秘密の鍵が存在していることを発見する。この点のちにたちいって問題とすることになる。しかしいまは法的上部構造を構成している種々想を、明確にしておくことにとどめよう。だが叙述の順序としては、人々の社会關係の全体を統一的に規制している法制度⇓法規範⇓法イデオロギー⇓というように上昇してゆくのではなく、法制度や法規範を導きだす法イデオロギー⇓法規範⇓法制度というように下降して理論的に構成さるべきだと思ふ。だからまず法イデオロギーの考察からはじめることにしよう。

(1) 法イデオロギー

法の發生とその發展とは、種々の過程を経て生ずる複雑な社会現象であることはいうまでもない。マルクス主義法理論においては、K・マルクスやF・エンゲルスのしめた法についての基本的な見解にもとづいて、法を上部構造としてとらえてゆくかぎり、法はそこから生まれ、それが法を規制する社会的諸關係の領域に根底をもっていることはいうまでもない。しかしマルクス主義法理論は、この基本的な理解にもとづくとともに、さらに他の面では、法が上部構造を構成している社会的イデオロギーの分野に關係しているため、社会における支配的な諸々の觀念、信念、見解と切離し難く結びついているということを理解してゆくことになる。社会における法規範の定立がなされるには、土台が法的に反映される必要がある。そのためには法規範の内容が法イデオロギーとして形成されていることを必要とする。法イデオロギーは一定の社会生活が人間の頭脳に反映して生まれたものであり、その社会に定立される法規範にたいする評価が、それに表現されているような、そして法に實現されることを要求しているような見解の総体である。だから法イデオロギーを問題とするには、さらに法意識が問題となるであろう。

F・エンゲルスは一八九三年七月一四日附の『メーリング宛の手紙』のなかで、『ことに吾々兩人（マルクスとエンゲルス＝筆者）はまず、經濟的基礎事實から政治的・法律的その他のイデオロギー的觀念によって、行動をみちびきだすことに重点をおいてきたし、またおかなければならなかったのである。このさい吾々はまた内容的な面（を主としたため）に形式的な面——これらの觀念等がいかにしてうまれるか——を等閑にふしてきた。このことがやがて論敵の誤解に絶好の機会をあたえたのであって、パウル・バルトは、その適例である。

イデオロギーは一つの過程であって、この過程は、なるほどいわゆる思想家によって意識をもって完成されるもの

であるが、それはまちがった意識でなされるのである。彼をうごかしている本来の原動力のことは、彼にはしられずにいる。さもなければそれはイデオロギー的過程ではないであろう。だから彼はあやまった、またわみせかけの原動力を想像する。それが一つの思惟過程であるから、彼はその内容と形態を、彼自身またわ彼の先行者の、純粹な思惟から導きだしてくるのである。彼はたんなる思想材料をもって仕事をし、それを彼は思惟によってつくりだされたものとして吟味もせずにとりあげる。そしてさらにかけはなれた、思惟からは独立した過程のうえで研究することをしない。しかもこのことは彼には自明のことになっている。なぜならいっさいの行動は、それが思惟によって媒介されるものであるから、けっきょく思惟のうちに根底をもっているようにみえるからである』（邦訳 マルクス・エンゲルス選集一五巻 大月書店版 五三二ページ）とのべている。このばあい法意識は人びとの頭脳における経済関係の反映として、一定の社会関係のなから、特定のくりかえされる社会関係を規範関係として認識し、つまり、新しい法規範の定立のための、すなわちそれを法規範にまでたかめようとする人びとの意識形態が生れることによって形成される。F・エンゲルスはまえに引用した『住宅問題』で『社会の一定の、ひじょうにひくい発展段階では、生産、分配および生産物の交換という、日々にくりかえされている行為を共通の規制のもとに包括し、個人を生産および交換の共通の条件に服させるように配慮する必要がある。この規則は、はじめは慣習ハビトゥスであるがまもなく法律になる。法律からうまれるとともに、必然的に、その維持に任ずべき機関——公的権力、国家がうまれる。社会がさらに発展するとともに、法律もさらに発展して、多かれすくなかれ包括的な立法となる。この立法が複雑になればなるほど、その表現方法は社会の通常の経済的生活条件が表現されているものからますます遠ざかったものとなる。それは経済的關係ではなく、自分自身の、内的な根拠に、たとえば「意思概念」に、その存在の是認とその発展の根拠をもとめる一個

の独立した要素としてあらわれる』(邦訳 マルクス・エンゲルス選集 大月書店版一五巻 一七三ページ〜一七四ページ)

経済的関係はなによりもまず利害関係なのであるから、このことは人々の意識に反映されざるをえない。ところが法律関係は、それじたいによっても、いわゆる人間精神の一般的発展からも理解されるものではないのに、人々は抽象的概念構成によって理解してゆく。だがこの法律関係は、むしろ物質的な諸関係に、社会の経済制度に根ざしているものであり、それによって条件づけられたものである。だから法律関係はそのときどきの政治的関係・階級関係をそのうちに含んでいる。支配階級の経済的利益のためには、人びとのあいだに絶えず発生する生産諸関係が秩序正しく発展すること、これらの関係が安定していること、これらの関係の内部にあって秩序をさまたげるような紛争がでるだけ少いこと、もし紛争がおきたとしても、できるだけすみやかに解決されることが必要である。なんとすれば社会の代表者としての支配階級は、生産の成果いかにもっとも大きな関心をもっているからである。支配階級の経済的利益のためには、特定の他の社会的諸関係が発生しないこと、もし発生したとしてもすぐに除去されることが保障されていなければならない。だからこれらの経済的利害関係のなかで、支配階級はじぶんにとってもっとも有利な特定の社会関係を意識するようになる。そしてそれを社会一般の意識形態に転化するために、規範関係として現実の社会関係に実現しようとする。この社会にとって望ましいものとして予定された特定の見解は、国家机关の助力によって定式化することが期待されることになる。この定式化された社会関係は、法規範として確認されることになる。こうなれば社会関係における法秩序が樹立されることになる。

ところがこの法律的秩序というのは、現実化され、また現実化されている法規範なのである。すなわち法秩序は人間諸関係、人間の行為、その行動において実現された、またわ実現されている法規範なのである。法律秩序は形式的

概念ではなく、また法的諸規範の効力から自動的に生まれるものでもない。法秩序は人間諸関係、すなわち権力機関と市民との諸関係、市民相互間の諸関係が実際に法規範・法律に基礎づけられているところに存在しているのである。だから、法律の秩序が樹立されているということは、実は法規範の存在を前提としているのであって、このばあいには法イデオロギーが法律の秩序を形成しているわけではない。法イデオロギーは、これとは異って、まだ現実の社会関係にたいして存在していない法規範が、将来つくらるべきものとして、法イデオロギーのなかに観念的な規範の形態をとって、内在しているだけにすぎないのである。法規範はそのときどきの社会の経済的土台によって条件づけられているのであるが、同時にそのときどきの階級的な力関係や、さらに国際情勢にも依存している。だから歴史的・政治的發展の特質を反映している支配的な法イデオロギーによって形成される。そして形成された法規範は法制度を構成し、そのほかの上部構造のすべての部分と同じように、独特の發展法則をもっている。すべての法の内的發展は、それぞれのあたらしい法規範が、すでに存在している法規範の全体系に調和することの要求を満足させるためである。その結果、おなじ経済的条件でも、ある程度ちがった法的表現をとることがある。それと同時に現実に存在し、人々の社会関係を規律している法規範も、それを実際に適用し運用する過程においても、特定の法イデオロギーが作用することになる。それは法規範が成立した後には、それは一定の形式をとって、法イデオロギーとは関係なく、客観的な存在としての外見性を獲得する。だから社会における経済的關係を反映しているそれぞれのイデオロギーは、その枠をはめられ、支配階級のイデオロギーだけが法イデオロギーとされ、イデオロギー一般から区別されてしまう。そして法規範として枠づけられた程度如何によって、法イデオロギーの形態は、しだいに特殊法的なものになってゆくのである。裁判官およびその他の国家権力の代表者たちは、法規範自体のなかに内在し、法イデオロギーと

しての姿態を失ってしまった支配階級のイデオロギーを、法の解釈によって引きだし、それを具体的な法律関係にあてはめ、支配階級に都合のよいよう適用することをなす。これは法規範に定められている法律の秩序を実現することだという理由で、法律制度的に承認されている。

資本主義社会における上部構造としての法は、あい対立する二つのイデオロギーの斗争の統一として、理解されなければならぬ。それは法イデオロギーがその土台となる経済的關係を反映していること自体に、求められるからである。それは物質的生産の体系のなかでしめているそれぞれの階級の地位から生ずる利害關係の対立をしめすものであり、この矛盾したそれぞれの階級のしめる経済的地位から生ずる利害關係を表現する、ちがったイデオロギーをもつためである。この土台の矛盾性によって、法は制定過程においても、法の適用過程においても、矛盾をもつものとしてしめされざるをえない。法規範は人々の社会生活にあれこれの行為を命じたり、人々があれこれの行為をなすことを禁止する。そして人々のなす意識的な活動を規制し、人々の意識に特定の作用をおよぼすことになる。法規範はそれに内包している法律の秩序を、人々が意識したときにはじめて效力をもったものとして実現される。法規範はただそれが存在するというだけでは、人々に正当なものとして把握されはしない。しかしともかく法規範はつねに人々の意識によって把握され、かれこれの行為が適法なものであるか、あるいは不適法なものでないかという觀念に結びついている。同時にそれはじぶんの権利 \parallel 義務關係として結び合わされた法律關係にとって、なにが権利であり、なにが義務であるかという觀念と結びつくことになる。この人々の法の見解、つまり人々の適法性と不適法性にかんする所与の社会構成員の権利 \parallel 義務についての、正当性と不当性についての諸信念の總体が、法イデオロギーである。だから法イデオロギーなくして、法規範は存在しえないのである。しかも資本主義社会においては、権利・義務や正当

性・不当性などという諸信念は、相抗争する階級の政治的イデオロギーと深く結びついて、搾取者と被搾取者、抑圧者と被抑圧者にとって、単一のものとはなりえないことは明らかである。だから法イデオロギーとして単一化されている支配階級の意味が、たえざる階級斗争によって不安定なものとならざるをえないことも、また明らかなことである。

(2) 法規範

法イデオロギーを考察したのに、引きつづき法規範を考察してみよう。法規範は法イデオロギーの存在を前提としている。ところが法は法規範の総体である。そして法規範は、特定の法イデオロギーを国家権力の助力のもとに客観化したものである。もちろんここで法イデオロギーを客観化したものだといっても、それにはいろいろの内容と形式をともなったものが存在しているのは事実である。しかし支配階級は、自己の利益をもっとも確実に擁護することのできる法規範の形態で、客観化することになる。『たしかにブルジョアにとっては、法律は神聖なものである。なにしろ法律はブルジョアが自分でつちあげたものであり、ブルジョア自身およびその利益の擁護のために、ブルジョアの同意により発布されたものだから。よしんばあるなんらかの法律が、ブルジョアにとって有害であることがあるにせよ、一般的には法律の制定は、ブルジョアの利益の擁護のためにむけられていることを、ブルジョアはまことによく承知しているのである』(マルクス・エンゲルス全集三巻五〇八ページと五〇九ページ)わけである。支配階級は経済的諸関係の発展にもない、つぎつぎに生じてくる新しい経済的利益を擁護しよう意識することになる。つまり土台の変化にもなつて、新しい経済的要求が、かれらの法的イデオロギーに変化をもたらすことになる。

法イデオロギーと法規範との矛盾は、この経済的諸関係の進展にともなって、たえず生みだされ、たえずじぶん達の国家権力の助けを借りて、この法イデオロギーを法規範にまで高め、それを社会の全員におしつけようとする。『これらの諸関係において支配している個人が、国家の形態で、自己の権力を組織しなければならないということ以外に、かれらは、所与の一定の関係によって制約されている自己の意思にたいして、国家意思、すなわち法律の形態をもって、一般的表現——その内容は私法、刑法が、とくに明らかに明らかに証明しているがごとく、つねにこの階級の諸関係によって与えられている——を附与しなければならぬ。かれらの体重が、その観念的意思、また恣意と無関係であると同じように、かれらは自己の意思を、個々人の意思には関係なく、法律の形態としてしているのである。かれらの個人的支配は、同時に、一般的支配として定立しなければならぬ。かれらの個人的力は、生活的諸条件に基礎をおいており、それら諸条件は、多くの個人に共通するものとして発展し、支配的個人としてのかれらは、これら諸条件の保存を他の個人に対抗して、かつすべてのものにたいして有効な条件として、確認しなければならぬ。かれらの一般的利益によって制約されている、この意思が法律である』(マルクス＝エンゲルス全集四巻 ドイツ・イデオロギー 三二一ページ)と述べている。

だから法イデオロギーは、法規範の内容に影響をあたえることになる。こうした法規範は、支配階級の経済的利益に根ざしている法イデオロギーを、国家機関の助力によって国家意思に転化し、それを社会生活関係に強制的に実現する手段・道具となりうるのである。このばあいマルクス主義法理論にあっては、法規範の内容をなしている支配階級の経済的利益が、なるほど経済的動機から導かれるのであるとしても、それが法イデオロギーとして法規範に転化される直接の要因は、その社会における政治的・イデオロギー的動機から導かれるものであることを重視している。法

規範の総体としての法は、他の上部構造と同じく、人々の生産的諸活動と直接に結びついているわけではない。それは法が社会における生産諸力の発展水準における諸変化を、そのまま直接に反映するものではないという意味である。法は土台における変化があらわれてはじめて、これを反映することになる。だが個にの法規範は、総体としての法とは異って、経済的關係の変化につれて生ずる支配階級の経済的利益にたいする法イデオロギーにしたがって、国家機関の助力によって、法規範という形に定式化されてゆく。こうして支配階級の意思の表現である法規範は、国家意思の表現として、命令という形で人々にたちむかうのである。

(3) 法制度

マルクス主義法理論では、このように法規範が人々の法律關係に、法律的秩序をあたえる手段・道具であると理解している。だが法規範をそうみるからといって、法規範自体が存在していれば、それだけで法規範にせめられている法律的秩序が、現実の法律關係に実現されるとは考えない。そうなるためには、法規範自体が存在しているだけでなく、それを守らせるために、一定の組織された行為を必要とするのである。この組織化された行為は、国家の強制装置によって、法規範の個々の内容が実現される法律的機構が必要となる。これが法制度なのである。マルクス主義法理論では、法規範をとらえるばあいに、国家意志をつねに問題としてきたように、支配階級の法イデオロギーの実現は、国家機関をぬきにしてはできない。法規範を法律關係において実現さるべき社会規範としてみるかぎり、すべてなんらかの形で国家機関の手を借りなければならぬ。この法的に機能する国家の意思の通路である国家機関を、法制度としてとらえるのである。